

経営事項審査等の申請負担の軽減について

1. 趣旨

経営事項審査の申請にあたっては、多くの申請書類、添付書類及び申請事項を証する書類の提出を義務付けているが、一面では申請する企業にとっては大きな負担となっており、特に多数の職員を抱える大企業にとっては膨大な書類の準備を強いられている。

また、このような状況は建設業者にとって負担となっているのみならず、審査行政庁の受付時の事務負担も増大させており、結果として真に嚴重に審査すべき疑義業者に対して十分な審査を行えてない一因ともなっている。

かかる状況を踏まえ、虚偽申請の確認に支障を来さないよう留意しつつ、経営事項審査、さらには許可申請、競争参加資格申請等の際の負担を軽減できるよう、提出書類の見直しを行うこととする。

2. 具体的改善案（経営事項審査申請、許可申請について）

（1）一部申請書類・確認書類の電子記録媒体での提出

現状、申請書類・確認書類については全て紙ベースでの提出を求めているが、その結果、技術者数の多い大企業では確認書類のみで数十kgに及ぶなど、膨大な書類の準備が必要となっている。

これを改め、一部の書類について、電子記録媒体（DVD、CD等）での提出を認めてはどうか。

（2）工事経歴書の記載省略

現状、工事経歴書には請負代金の大きい順に完成工事高合計額の概ね7割を超えるまでを記載するよう義務付けているが、改正後の経営事項審査では完工高の上限が1000億円となることを踏まえ、1000億円を超える分については記載を省略できることとしてはどうか。

（3）有報提出企業の附属明細表提出免除

現状、建設業法施行規則において資本金1億円超の株式会社については、計算書類についてより詳細な情報を開示させるため附属明細表の提出を義務付けているが、附属明細表で求めている開示内容が証券取引法で求められている開示内容と共通する部分はあるものの一部が異なるため、有価証券報告書提出会社は二重の作業を強いられている。

これを改め、有価証券報告書提出会社については、有価証券報告書を提出することにより附属明細表の提出を省略できることとしてはどうか。

3. その他

許可・経審などそれぞれの申請手続きの間で重複している提出書類の合理化等について検討する。